

避難行動要支援者対策ワーキングの検討状況について

1 避難行動要支援者対策ワーキング

災害対策基本法の一部改正で、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が市町村に努力義務化されることとなった。

本市の対応として、今回の法改正に向け「防災危機管理施策の効果的な推進に係る検討会議」において、新たに「避難行動要支援者対策ワーキンググループ」を設置し、個別避難計画作成に係る課題等を整理し、今後の方向性など具体的な対策について検討を行った。

【参考】

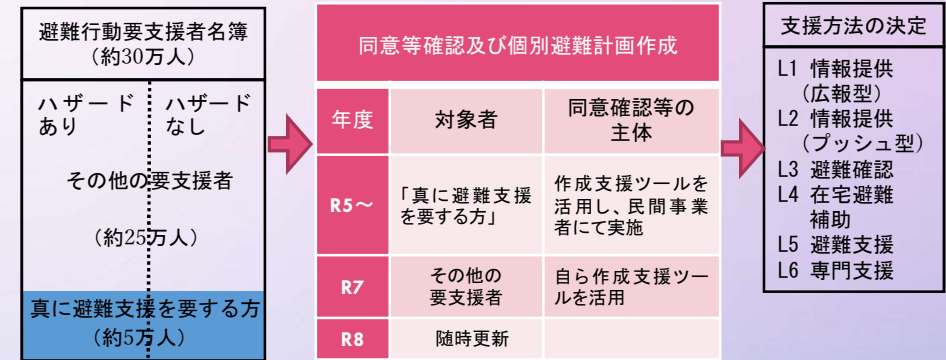
避難行動要支援者名簿作成(市町村の義務)
↓
個別避難計画作成に関する同意確認
↓
個別避難計画作成(市町村の努力義務)

2 個別避難計画作成にあたっての今後の方向性

項目	今後の方向性
避難行動要支援者名簿対象者	・名簿の対象は、現行の要支援者名簿の対象者を基本とし、介護度や障害等級などの要支援者の状況や、ハザードの状況等に基づき、「真に避難支援を要する方」と「その他の要支援者」とに区分して、同意確認や個別避難計画の作成を実施する。 ・名簿登載者以外でも希望者が登録できる方法を検討する。 ※現行の要支援者名簿：65歳以上の単身世帯、75歳以上の高齢者のみ世帯、介護保険サービス対象者、身体障害者等 ※真に避難支援を要する方：例えば、要介護度3以上や、身体障害の程度が2級以上などをいう。(定義は今後検討)
実施主体	・法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことから、従前の地域住民主体から行政主体で、民間事業者等にも広く協力を得ながら進める。
支援方法	・要支援者の家族構成や介護度、障害等級などの状況、ハザードの状況等に基づき、フローチャート等を活用して、支援方法を決定する。
支援者	・従来の地域住民に加え、ケアマネージャーをはじめとした民間事業者に協力を求める。 ・作成支援ツール等活用した支援者の事前登録制度を導入し、災害時の支援者を平時から広く確保できるよう仕組みを構築する。
個別避難計画の作成方法	・「真に避難支援を要する方」については、ケアマネージャー等、要支援者の状況を普段から把握している民間事業者に協力を求める。 ・「その他の要支援者」については、個別避難計画作成支援ツール(仮称)を活用して、自らが、個別避難計画の作成ができる仕組みを構築する。

3 個別避難計画作成までのイメージ

※「真に避難を要する方」、「支援方法」の定義は今後検討。
数値について仮算定。



4 スケジュール(案)

年度	内容
令和3年度	・モデル実施(「真に避難支援を要する方」の抽出と同意確認の方法の検証) ・個別避難計画作成支援ツール(仮称)の設計検討 ・要支援者名簿のあり方について検討
令和4年度	・個別避難計画作成支援ツール(仮称)の開発・導入 ・個別避難計画作成体制の検討・構築(民間事業者、支援者、庁内実施体制など) ・モデル実施(民間事業者の参画の検証と導入するシステムの試行)
令和5年度から	・個別避難計画の作成実施(真に避難支援を要する方を対象)
令和7年度	・個別避難計画の作成実施(その他の要支援者)

